

指定居宅介護支援事業所『聖愛園指定居宅介護支援事業所』運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖愛育成会が開設する聖愛園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なわなければならない。
- 4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 聖愛園指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市1番地2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職員、職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。なお、国民の祝日及び12月31日から翌年の1月3日までは休業日とする
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 電話対応 電話での対応は24時間常時受け付ける。

第3章 利用者に対する居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、利用者が居宅において自立した生活が営まれるよう介護保険法に基づき居宅介護計画を作成し、サービス事業所との連絡・調整、介護保険サービス給付費管理を行う。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- 2 費用の支払を受ける場合(償還払い)には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
第3条に規定する所在地に同じ。なお、利用者の要望により随時変更することができる。
- (2) 使用する課題分析票の種類
全国社会福祉協議会居宅サービス計画ガイドラインアセスメント様式を中心に、状況に合わせて他方式も活用する。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議開催場所

利用者の自宅、介護サービス事業所等とする。なお、利用者の要望により随時変更することができる。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、奥州市、金ヶ崎町及び北上市とする。

第4章 非常災害対策

(非常災害対策)

第9条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに定期的な避難、救出その他の訓練を行う。

2 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 前2項の訓練は、年2回行う。

第5章 その他運営に関する重要事項

(事故発生時の対応方法)

第10条 介護保険サービス提供において事故が発生した場合、利用者本人への対応を第一とし、家族への連絡・調整をサービス提供事業者とともに連携して行う。状況報告は都度管理者へ行う。その後、必要に応じて聖愛園指定居宅介護支援事業所事故発生時対応・事故発生時の報告取り扱いに基づいて迅速かつ丁寧に手続きを行なう。

(虐待防止、身体拘束等に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生や防止及び身体拘束等の廃止のため、次の各号に定める措置

を講じる。

- (1) 虐待防止、身体拘束等の廃止のための指針を整備する。
 - (2) 虐待防止、身体拘束廃止等について検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を行う。
 - (3) 職員に対する虐待防止、身体拘束等の廃止についての研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 利用者が虐待を受けている場合及びその疑いがある場合、市町村地域包括支援センターへ通報並びに改善のための施策を各関係者と協議し虐待を防ぐ。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- 2 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情対応)

第13条 指定居宅介護支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 2 指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
- 3 指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報守秘義務)

第14条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容

とする。

(研修の実施)

第 15 条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後適宜実施
- (2) 継続研修 年数回適宜実施

(補則)

第 16 条 この規程に定める事項のほか運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 1 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 12 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 14 日から施行する。(第 5 条並びに第 7 条)

この規程は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。(第 6 条)

この規程は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。(第 4 条)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。